

1 計画策定及び改定時の趣旨と考え方【計画書 1～2、27～30頁】

- 国民健康保険制度の構造的課題：高齢者や低所得者が多い。小規模保険者が多い。
- 国民健康保険が抱えるリスク：医療費水準が高く、所得水準が低い。財政運営が不安定になりやすい。
- 持続可能な国民健康保険事業運営のための財政基盤の強化（平成30年度国民健康保険制度改革）：公費の拡充、都道府県も国民健康保険の保険者として財政運営の主体となる。
- 東京都国民健康保険運営方針（平成29年12月策定）：決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入を行っている市区町村は目標年次を定め、「計画的・段階的に赤字を解消・削減」する必要性が明記される。

⇒これらの流れを受けて、財政健全化の取組を推進していくための計画を令和元年度に策定し、令和9年度までに1人当たり解消・削減すべき赤字額の50%の削減を目指すこととした。

⇒令和3年度は、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢、国・都の動向、他自治体における財政健全化の取組状況を踏まえて一部改定を行い、令和17年度までに赤字の解消を目指すこととした。

⇒被保険者の構成の変化や東京都に納付する事業費納付金の増によって目標と実績に乖離が生じており、また、国における保険料水準統一加速化プランの策定及び改定、東京都国民健康保険運営方針の改定等を踏まえて、令和6年度に一部改定を行った。

2 武蔵野市国民健康保険事業運営の現状と課題【計画書 4～26頁】

1）被保険者の状況

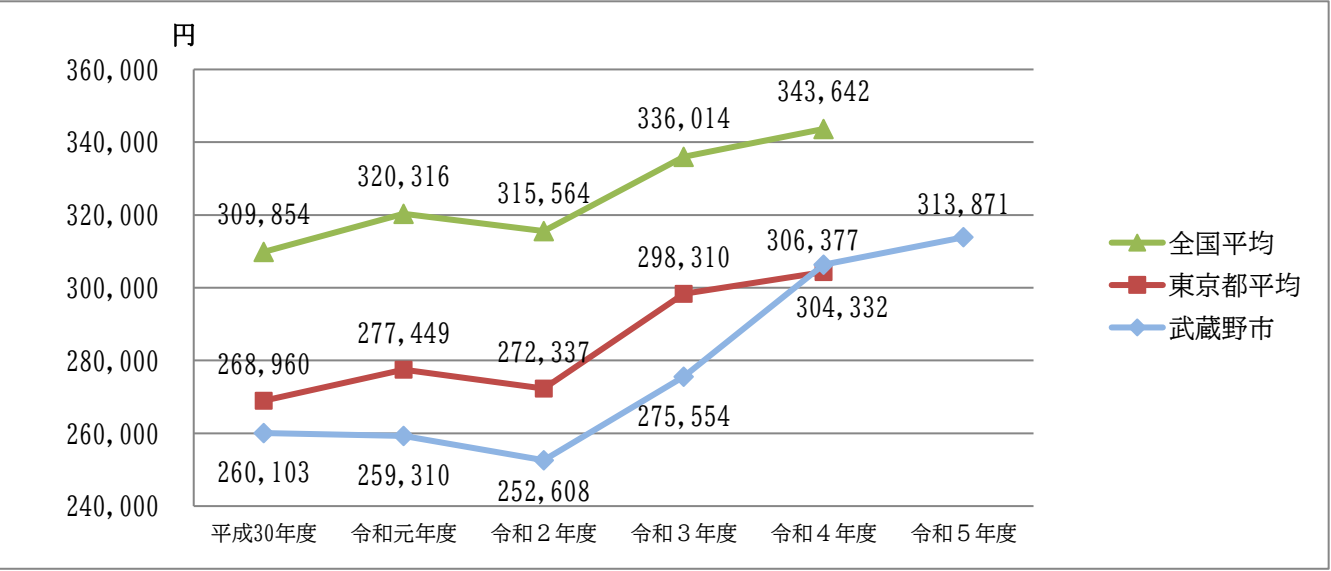
- 被保険者数は減少傾向が続いており、武蔵野市の総人口に対する国民健康保険の被保険者の割合（加入率）も低下している。減少の主な要因は、団塊の世代の75歳到達による後期高齢者医療制度への加入、定年延長や継続雇用の流れを受けた60歳代の加入率の低下、短時間労働者の被用者保険の適用拡大である（表：各年度末の被保険者数）。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者数	30,110人	29,283人	29,001人	27,858人	26,637人	26,201人

2）保険給付費の推移

- 被保険者1人当たりの保険給付費額は増加傾向で、令和4年度には東京都平均を上回った。

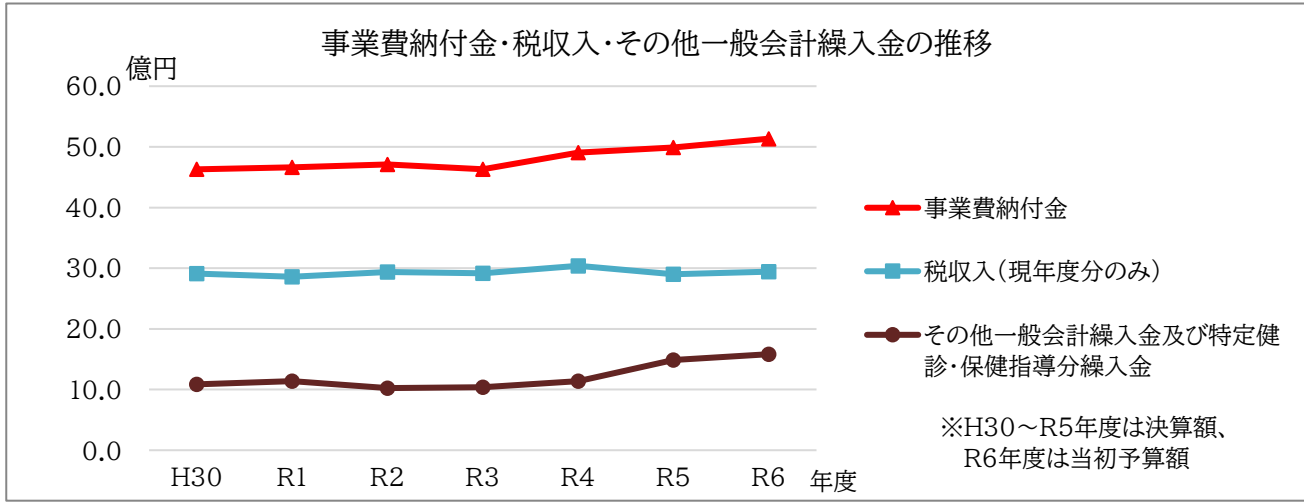
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
武蔵野市	260,103円	259,310円	252,608円	275,554円	306,377円	313,871円
東京都平均	268,960円	277,449円	272,337円	298,310円	304,332円	—
全国平均	309,854円	320,316円	315,564円	336,014円	343,642円	—



3）財政の状況

- 歳入：令和5年度の保険税は被保険者数の減などにより減少し、繰入金は歳入の14%を超えた。
- 歳出：事業費納付金が増加傾向にある主な要因は、東京都が事業費納付金を算定する際に基礎となる東京都全体での医療費の増、後期高齢者支援金分の増である。東京都国民健康保険運営方針の改定において、事業費納付金に医療費水準を反映させないこととなったため、これまで医療費水準が全国と比較し低いことで抑制されていた本市の事業費納付金は今後上昇していくことが予想される。

決算額（千円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	13,187,586	12,856,099	12,551,799	13,040,330	13,762,795	13,913,159
うち保険税	3,070,781	3,046,885	3,067,704	3,083,148	3,176,670	3,015,664
うち繰入金	1,593,560	1,666,462	1,552,651	1,585,447	1,712,880	2,071,544
歳出	13,073,787	12,764,612	12,411,449	12,936,364	13,682,423	13,697,494
うち事業費納付金	4,629,516	4,663,449	4,708,627	4,633,513	4,904,264	4,992,240



- 保険税（料）率は、東京都平均を下回る（表：令和6年度）。

	武蔵野市	東京都平均
所得割率	9.22%	11.75%
均等割額	55,900円	68,534円

※所得割率及び均等割額は、基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計。東京都平均は23区26市の平均。

- 1人当たり所得に占める保険税（料）の負担率は、東京都及び全国の平均を下回る（表：令和3年度）。

	所得額	保険税(料)調定額	保険税（料）負担率
武蔵野市	1,696千円	96,932円	5.7%
東京都平均	1,440千円	105,050円	7.3%
全国平均	929千円	89,266円	9.6%

※1人当たり保険税（料）調定額は、基礎分、後期高齢者支援金等分の合計

- 保険税の収納率は26市平均を下回る（表：令和5年度）。

現年度			滞納繰越		
武蔵野市	順位	26市平均	武蔵野市	順位	26市平均
94.78%	17位	95.28%	31.29%	17位	34.44%

4）国・都・他自治体の動向

- 国の動向：保険料水準の統一について、令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度までの移行を目標とする。
- 都の動向：保険料水準の統一に向けて、令和12年度に納付金ベースの統一を目指す。
- 全国における法定外繰入金削減・解消の取組状況：平成29年度には505市町村が約1,752億円の法定外繰入を実施していたが、令和4年度には226市町村、約748億円に減少した（速報値）。

5）武蔵野市国民健康保険事業運営の課題

国民健康保険の給付等に要する費用は、原則として法定の公費負担と保険税で賄うこととされている。しかし、本市では、被保険者の負担軽減、保険税の未収額の補填等を目的とする一般会計からの法定外繰入を行うことで、収支の差を埋め、均衡を図っているのが実情であり、法定外の繰入が歳入に占める割合が東京都平均に比べて高い。一般会計から法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、国民健康保険加入者以外の市民にも負担を求めることとなり、望ましいとはいえない状況であり、計画的な削減が必要である。

3 令和6年度改定の主なポイント【計画書2～3、27～32頁】

令和元年度の計画策定時においては、平成30年度の1人当たり赤字額39,410円からの赤字削減額の累計を管理指標として用いてきた。しかしながら、令和4年度以降、実績と目標との乖離が拡大し、令和5年度には当初設定した解消・削減すべき一人当たり赤字額を上回る額の繰入が必要となった。その主な原因は事業費納付金の変動にあるため、今後の目標達成の手段として、市の保険税率を標準保険料率※に近付けることで、赤字の解消を目指す。

※標準保険料率：事業費納付金をすべて保険料（税）で賄うために必要と考えられる保険料率。東京都が市区町村ごとに統一の基準によって算定し、前年度の1月に市区町村へ事業費納付金とともに提示する。

○実行計画期間の延伸：計画策定時には令和2年度から令和9年度までの8か年を実行計画期間とし、令和10年度から令和17年度までを長期展望計画としていたが、令和11年度までを実行計画期間とする。

○管理指標の見直し：市の保険税率が標準保険料率にどれだけ近付いているかを示す値として「標準保険料率到達率」（＝直近の市の保険税率÷標準保険料率）を用いることとする。

○年度目標の見直し：実行計画最終年度（令和11年度）までの年度目標を設定する。

4 計画の期間等【計画書2～3頁】

令和2年度から令和17年度までの16年間
（実行計画：令和2年度から令和11年度まで、長期展望計画：令和12年度から令和17年度まで）
長期展望計画は、実行計画の進捗状況を踏まえるとともに、武蔵野市長期計画及び調整計画、東京都の医療費適正化計画等との整合を図りながら、計画の実効性を鑑みつつ必要な調整を行う。また、制度改革等が生じたときは、随時見直しを行うものとする。

5 解消・削減すべき赤字の定義と推移【計画書20、21、27頁】

一般会計からの繰入金には、市が負担すべき分として法令で定められた「法定繰入金」と、市が独自に決定した「法定外繰入金」がある。法定外繰入金のうち保健事業に要する経費や地方単独事業による波及増に基づく費用等を除いた、決算補填等を目的とするものを解消・削減すべき赤字とする。

○法定外の一般会計繰入金は、事業費納付金の増に伴い、令和3年度以降上昇傾向にある。歳入に占める法定外の一般会計繰入金の割合は、東京都及び全国の平均を上回っている（令和3年度 武蔵野市7.9%、東京都平均3.1%、全国平均1.0%）。

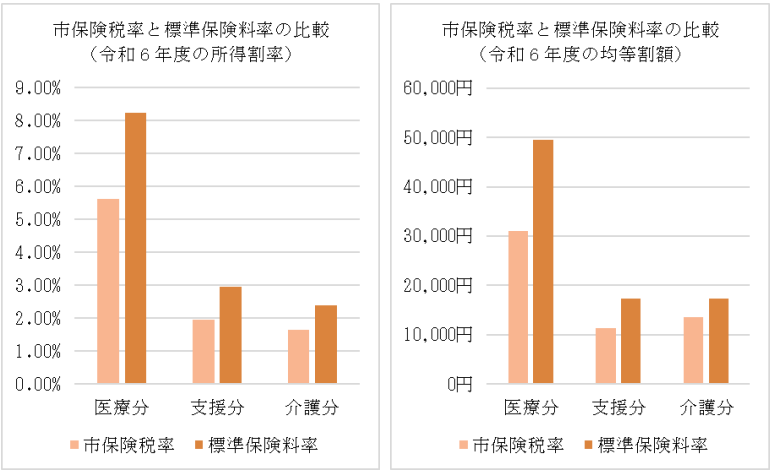
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計繰入金	1,585,447千円	1,712,880千円	2,071,544千円
うち法定外繰入金	1,036,187千円	1,140,313千円	1,488,004千円
うち決算補填等目的	960,726千円	1,062,667千円	1,413,713千円

6 計画の目標と実行計画期間における年度目標【計画書31～32頁】

令和17年度までに市の保険税率を標準保険料率に段階的に近付けていくことにより赤字の計画的・段階的な解消を目指す。

税率改定時には目標の達成状況及び被保険者の課税額への影響を勘案のうえ、直近の標準保険料率に合わせて年度目標の調整・平準化を行う。

長期展望計画期間（令和12年度から令和17年度まで）の目標については、実行計画にのっとり行うものとする。



○年度目標「標準保険料率到達率」（＝市の国民健康保険税率÷標準保険料率）

		（参考）令和6年度		令和6年度 実績 ①÷②	令和11年度 目標	令和17年度 目標
		市保険税率 ①	標準保険料率 ②			
医療分	所得割率	5.62%	8.22%	68.4%	82.7%	100.0%
	均等割額	31,000円	49,574円	62.5%	79.6%	100.0%
支援分	所得割率	1.95%	2.94%	66.3%	81.6%	100.0%
	均等割額	11,300円	17,272円	65.4%	81.1%	100.0%
介護分	所得割率	1.65%	2.40%	68.8%	83.0%	100.0%
	均等割額	13,600円	17,397円	78.2%	88.1%	100.0%
合計	所得割率	9.22%	13.56%	68.0%	82.5%	100.0%
	均等割額	55,900円	84,243円	66.4%	81.6%	100.0%

7 目標達成に向けた基本的な考え方【計画書33頁】

次に掲げる方策により、歳入の確保、歳出の適正化を図り、財政健全化を図る。

○歳入の確保と歳出の適正化により財政健全化（赤字の解消・削減）を図る。

歳入の確保	国・都交付金の獲得 国・都への働きかけによる公費の拡充 保険税の適正賦課と収納率の向上 保険税率の見直し	歳出の適正化 保険給付の適正化 資格管理の適正化 保健事業の充実
-------	---	---

○保険税率については、被保険者の生活への影響を鑑み、赤字の削減状況も踏まえたうえで2年に1度の見直しとする。ただし、課税限度額の引上げについては、税率を抑制することができ、結果として低所得世帯への負担軽減につながることから、法令改正後速やかな対応を行うものとする。令和8年度から段階的に開始される子ども・子育て支援金の徴収については、現時点で詳細が不明であり、今後、国、都の動向を踏まえて対応していく。

○保険税率の見直しの際は、子育て世帯、低所得世帯等への負担軽減策についても検討する。子どもに係る均等割の軽減策については、国において多子世帯への十分な配慮がなされた制度改正がなされるまでの間、現在実施している武蔵野市独自の減免制度については当面実施していき、独自減免の継続、追加、拡充の是非については、今後の国、都の動向を注視したうえで検討を行うものとする。